

平成18年8月16日

## 民間団体等を対象とした補助金等に関する 行政評価・監視（第2次勧告）

総務省（行政評価局）は、企業や財団法人など民間団体向けの補助金を対象に、平成16年12月から今年8月まで2次にわたって行政評価・監視を実施しました（第1次調査分は、平成16年12月から17年3月にかけて30補助金等を対象として、第2次調査分は、17年4月から同年7月にかけて22補助金等を対象として、9管区行政評価局及び17行政評価事務所が実地に調査）。

その結果、平成17年10月14日、5省に対し、早急に措置を要する19事項（第1次調査分の15補助金等）の改善を勧告（改善措置済み）しましたが、この度、30事項（第1次及び第2次調査分の21補助金等）について、不適正な執行や非効率的な実態が更に判明したことから、補助金の返還や不適正な執行の再発防止など執行の適正化、交付手続の迅速化など効果的かつ効率的な執行、予算額の縮減や事業の重点化などの整理合理化について、平成18年8月16日、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省の4省に対して改めて勧告します。

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、合規性、適正性、能率性、有効性、効率性などの観点から行政の運営全般を評価して、その改善を推進するものです。

# 概 略

## 背 景

- 補助金等の総額は、平成18年度当初予算で27兆5,862億円。このうち民間団体等が行う試験研究や各種事業等を対象とした補助金等は、2兆3,828億円。
- 民間団体等を対象とした補助金等については、その適正で効率的な執行が求められるとともに、官民の役割分担の見直し等の観点から整理合理化を推進することとされている。
- この行政評価・監視は、**民間団体等を対象とした補助金等の効果的かつ効率的な執行等を図る観点から調査**を実施。

※ 第1次調査分のうち、早急に措置を要する19事項（15補助金等）については、平成17年10月14日、5省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）に対して勧告



### 【調査対象補助金等】

- ・ **第1次調査分：30補助金等**  
（平成17年度予算額：1,098億円）
- ・ **第2次調査分：22補助金等**  
（平成17年度予算額：2,476億円）

※ 民間団体等を対象とした補助金等のうち、長期間（10年以上）継続し予算が一定額（平成15年度予算額1億円）以上のものから、次を除外

- ① 公益法人改革実施計画（H14.3.29閣決）により廃止することとされたもの
- ② 直近の行政評価等で調査したもの

## 行政評価・監視の概要

21補助金等（平成17年度予算額：2,991億円）について、次の事項（30事項）を勧告

### I 補助金等の執行の適正化等

不適正な執行を未然に防止するための措置を講ずるとともに、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずること。

### II 補助金等の効果的かつ効率的な執行

交付手続の迅速化等により補助事業者等の負担を軽減する等、効果的かつ効率的な事業執行を確保すること。

### III 補助金等の整理合理化

補助金等の縮減、事業の重点化など事業の在り方を見直すこと。



**勧告先：**文部科学省（1補助金等）  
厚生労働省（12補助金等）  
農林水産省（5補助金等）  
経済産業省（3補助金等）  
**勧告日：**平成18年8月16日

# I 補助金等の執行の適正化等

(指摘した補助金等の概要は、資料1参照)

## 調査結果

### 科研費等

- ① 研究者個人に交付され、その所属機関が事務（機関管理）を行う補助金等について、i) 補助金の取扱いを研究者に任せきり、ii) 所属機関による書類の確認等が不十分などから、不適正な執行となっているものなどが発生（調査研究者延べ390人(科研費:231人、厚労科研費等:159人)中10人(科研費:4人、厚労科研費等:6人)が不適正な執行)

<主な例>

- i アルコールを伴う食事に複数回支出  
(科学研究費補助金(文部科学省))
- ii 研究とは直接関係のない用務のための旅費を支出  
(科学研究費補助金(文部科学省))

### 科研費等以外

- ② 補助事業者からの実態と相違した実績報告や、補助対象とする必要のない経費を含めた実績報告に基づいた交付金額の決定など、不適正な執行となっているものが発生

- <主な例>
- i 事業に従事していなかった期間についても人件費を支出（調査12中1団体）  
(石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金(経済産業省))
  - ii 宿泊の必要のない在勤地内で開催された会議の宿泊費を支出（調査10中1協会）  
(高額医療費貸付事業等交付金(厚生労働省))

## 勧告要旨

次の措置を講ずるとともに、補助要件等の周知や遵守に係る指導を徹底すること。また、不適正な執行については、**返還等厳格かつ適正な対応措置**を講ずること。

上記①：**機関管理等を徹底し、不適正な執行を防止するための措置の強化を検討**

上記②：**正確な実績報告等の提出を徹底するとともに、実績報告の審査を厳正かつ的確に実施**

このほか、次の事項も勧告

- 交付要綱等に、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲等を明示すること。
- 国の職員には認められていない食事手当の支給等について、国の基準等を踏まえた経費の算定方法を明示すること。

## Ⅱ 補助金等の効果的かつ効率的な執行

(指摘した補助金等の概要は、資料1参照)

### 調査結果

- ① 補助金等の交付手続が遅延していること、補助事業者等に過度の事務処理を求めていること等により、補助事業者等において非効率的な執行となっているもの  
＜主な例＞補助金交付の遅延のため、研究者による立替払いや所属機関による事後追認的な事務処理  
(厚生労働科学研究費補助金(厚生労働省))
- ② 補助金等を原資とする貸付事業で、未回収金が年々増加しているもの  
(高額医療費貸付事業等交付金(厚生労働省) ※1))
- ③ 実証試験の実施とその成果の普及を図る事業で、成果を上げることができなかった例(システム化を断念したり、導入したシステムの稼働を停止したもの等)について原因・理由が分析されていないもの  
(水産物流通対策事業費補助金(農林水産省) ※2))

- ※1 本交付金を原資とする高額医療費貸付事業は、貸付申込者に支給される高額療養費見込額の80%に相当する額を貸し付け、その返済は、実際に支給される高額療養費を都道府県社会保険協会が代理受領することにより行われており、支給額が貸付額に満たない場合に、その差額(精算不足金)を貸付申込者から返還させるもの。
- ※2 本事業は、水産物流通の構造改革の推進のための試験的な水産物流通対策事業であり、事業成果を十分検証することが重要。  
なお、本事業は、平成16年度をもって本補助金交付を終了しているが、新たに17年度から、漁業関係団体が水産物流通対策に係る魅力的なビジネスモデルの確立を図るための事業を行っている。

### 勧告要旨

- ① 補助事業者等において非効率的な執行となっているものについては、**交付手続の迅速化等により補助事業者等の負担を軽減する等、事業執行の効率化を図ること。**
- ② 貸付時の的確な審査などにより、**精算不足金の発生防止に努めるよう指導すること。**
- ③ 水産物流通対策における実証試験の実施とその成果の普及を図る事業については、**成果を上げることができなかった例の原因・理由を分析し、見出された課題を今後の事業の実施に当たって適切に反映させる仕組みを設けること。**

## Ⅲ 補助金等の整理合理化

(指摘した補助金等の概要は資料1、補助金額と指摘内容は資料2参照)

### 調査結果

調査対象補助金等のうち、8補助金等については、i) 事業規模等が過大、ii) 事業の実施が低調又は非効率、iii) 補助目的が未達成、iv) 他に類似事業を実施、等の状況がみられた。

### 勧告要旨

補助金等の縮減、事業の重点化など事業の在り方を見直すこと。

#### ①社会事業学校等経営委託費 (厚生労働省)

⇒ 指導的な社会福祉事業従事者を養成する日本社会事業大学に、国が**委託費を交付して学校運営を行う必要性と効果を検証**

#### ②労働条件相談センター事業等 (厚生労働省)

⇒ 国からの委託を受けて全国20か所に設置された労働条件に関する**相談センターの設置場所の見直し等により、委託費を縮減**

#### ③民営職業紹介事業指導援助事業及び④労働者派遣事業雇用管理等援助事業 (厚生労働省)

⇒ 国からの委託を受けて実施する講習会について、**委託費による事業の実施に伴う収入を報告させ、余剰金が出た場合には委託費を減額**

#### ⑤女性と仕事の未来館運営事業 (厚生労働省)

⇒ 国からの委託を受けて運営する女性と仕事の未来館の**稼働率を上げるなど収入増を図ることにより、委託費を縮減**

#### ⑥魚価安定基金造成事業 (農林水産省)

⇒ 国からの補助を受けて漁業者団体等に助成するために造成した魚価安定基金について、**実態に見合っていない事業規模の算出方法を見直し、事業規模と事業実績の乖離を縮小**

#### ⑦石油製品品質確保事業 (経済産業省)

⇒ 国からの補助を受けて実施する石油製品の品質を確認するための**試買分析を、不適合の発生状況に応じて重点化**

#### ⑧石油製品販売業構造改善対策事業費の地域事業環境整備支援事業 (経済産業省)

⇒ **定着した地域貢献事業** (国から全国連合会を経由して都道府県の石油組合に補助) **の周知活動の見直し**